

事案発生日	内容
2025年2月28日	産業廃棄物収集運搬業の許可を持たない下請業者が、元請業者の「手伝い」と称して、自車の車両を使用して当該施設に産業廃棄物を持ち込んだ。



建築物の解体で発生した産業廃棄物の運搬は、「産業廃棄物収集運搬業の許可」が必要です。許可を持たない協力会社等の車両を使用して運搬することは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反し、罰せられます。